

# 車両制限令違反に伴う 大口・多頻度割引制度停止措置等について

平成29年5月  
東北支社 料金サービス課

あなたに、ベスト・ウェイ。



## 違反に伴う措置内容について



車両制限令違反に伴う累計違反点数やETCコーポレートカード利用約款の違反によって、下記表①のとおり**大口・多頻度割引に係るペナルティの措置**が実施されます。

表①

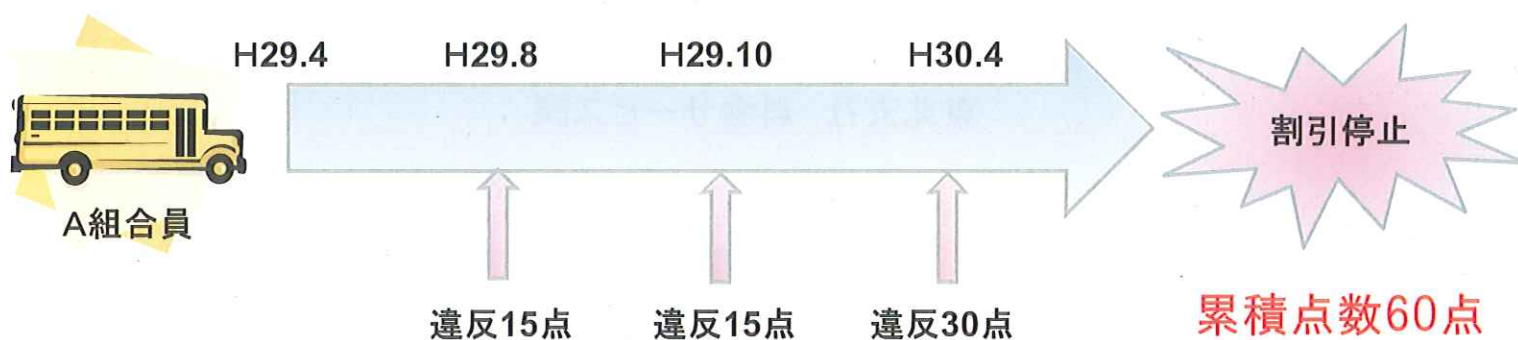
措置区分	措置内容
一部割引停止	違反した組合員のカード全てについて割引を停止するもの
一部利用停止	違反した組合員のカード全てについて利用を停止するもの
全部割引停止	全組合員に発行しているカード全てについて割引を停止するもの
全部利用停止	全組合員に発行しているカード全てについて利用を停止するもの
契約資格の取り消し	組合の契約者資格を取り消すもの

①一部割引停止措置及び一部利用停止措置について

ある組合員が車両制限令を違反することで付与された組合員単位の2年間の累積違反点数に応じて、大口・多頻度割引の一部割引停止又は、一部利用停止措置を実施致します。

【約款第23条第1項・同条第2項】

★違反点数の累積期間が「会社が指定する四半期(3ヶ月)」から「2年間」に変更



①一部割引停止措置及び一部利用停止措置について

・累積違反点数に応じた措置内容について

各組合員の累積違反点数に応じて、下記表②のとおり大口・多頻度割引の一部割引停止・一部利用停止措置を実施致します。

表②

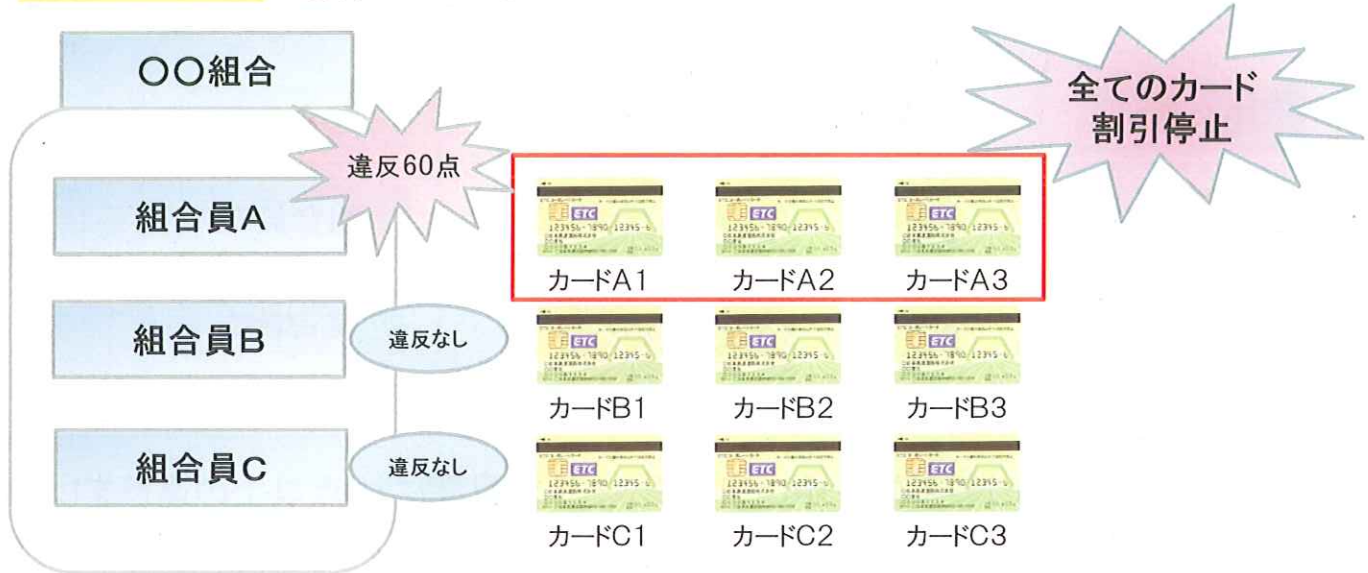
措置内容	措置期間	累積違反点数
講習会等による指導	—	30～59点
一部割引停止	1ヶ月間	60～89点
一部割引停止	2ヶ月間	90～119点
一部利用停止	1ヶ月間	120～149点
一部利用停止	2ヶ月間	150～179点

※以降は違反点数が30点ずつ増えるごとに、一部利用停止期間を一か月ずつ延長して措置を実施致します。

## ①一部割引停止措置及び一部利用停止措置について

### ・一部割引(利用)停止措置の対象について

違反累積点数が60以上に達した**組合員に発行されている全てのカード**が措置の対象となります。



## ②全部割引停止措置について

### ・全部割引停止

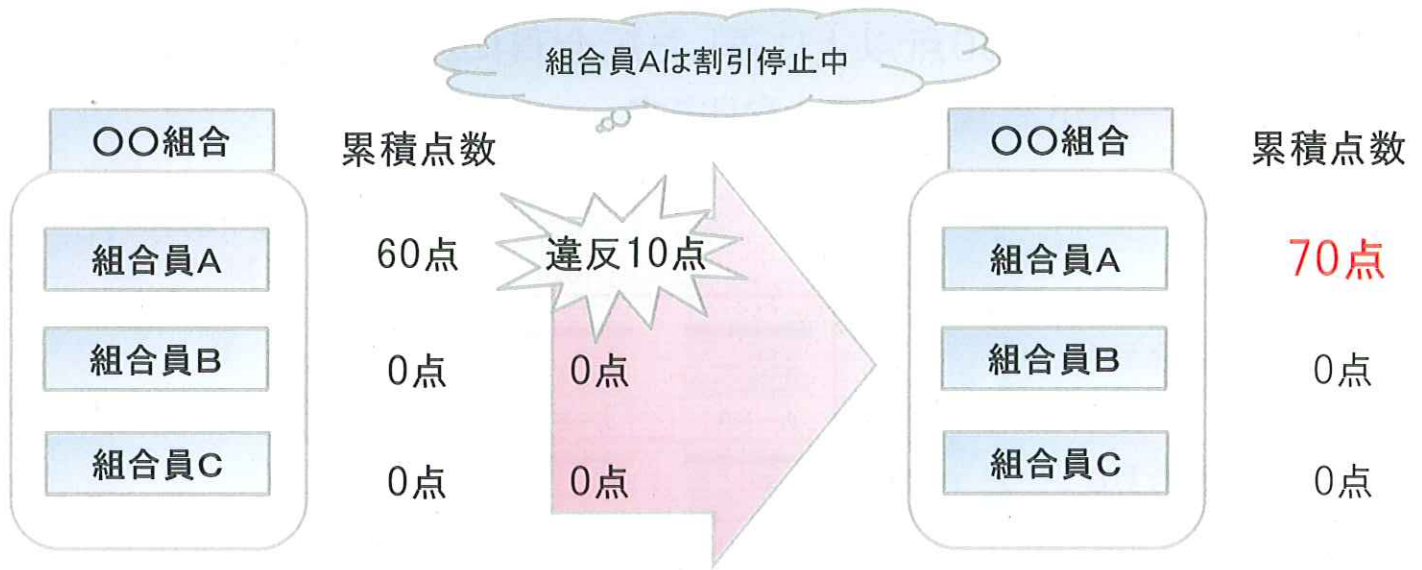
一部割引停止(利用)期間中に、その期間における当該組合員の新たな違反の累積点数が「**1箇月間に10点**」以上になる場合、**組合全体が割引停止**となります。全部割引停止の措置期間は下記表③のとおり。【約款24条第1項三号】

表③

停止期間中の違反累計点数/月	措置期間
10～19点	1ヶ月
20～29点	2ヶ月
30～39点	3ヶ月

## ②全部割引停止措置について

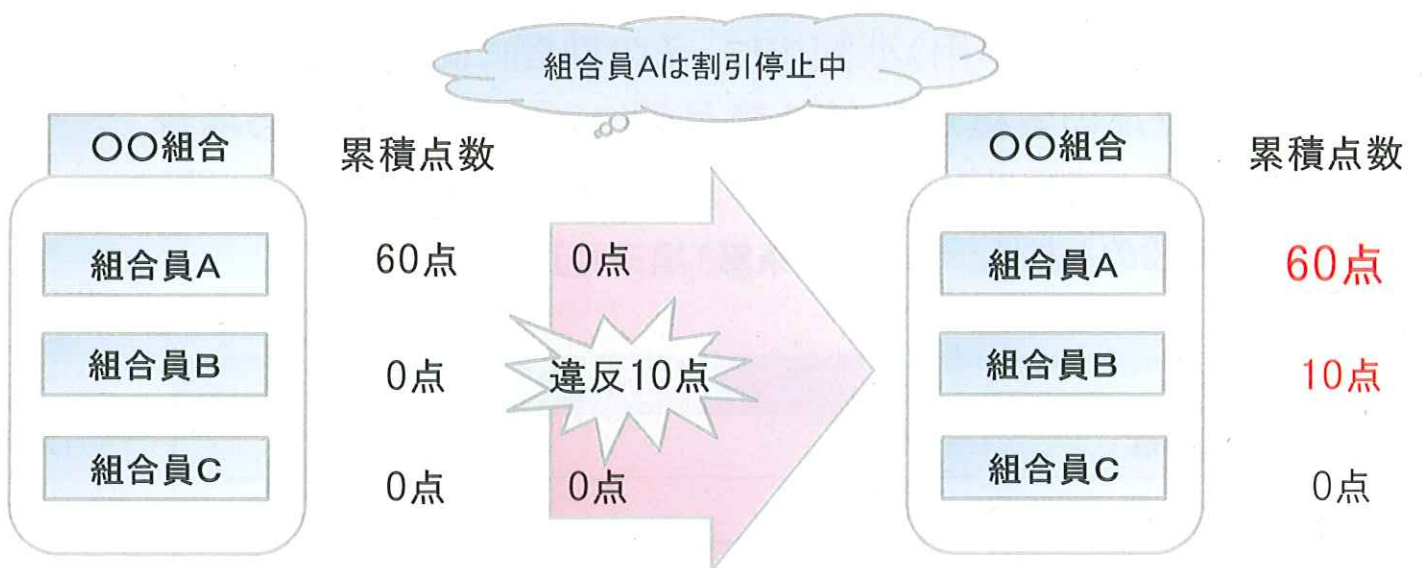
### 全部割引停止の適用条件について(全部割引停止に該当する場合)



組合員Aの割引停止中に組合員Aが1箇月間に10点以上の違反をした場合  
 ⇒全部割引停止(全ての組合員に発行しているカードの割引停止)

## ②全部割引停止措置について

### 全部割引停止の適用条件について(全部割引停止に該当しない場合)



組合員Aの割引停止中に組合員Bが1箇月間に10点以上の違反をした場合  
 ⇒措置なし

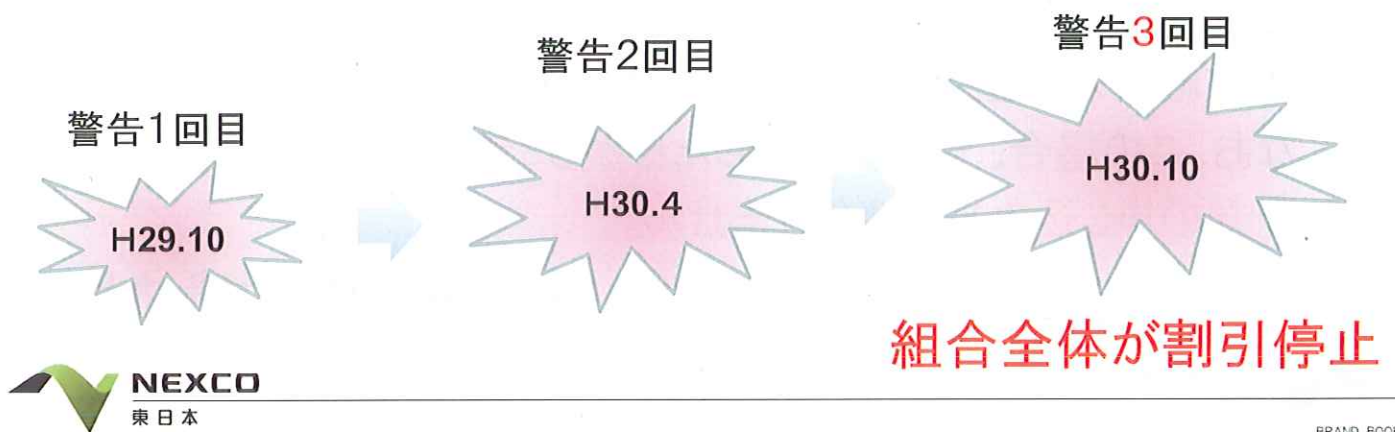
## ②全部割引停止措置について

### ・警告に基づく全部割引停止措置について

組合が2年間に3回の「警告」を受けた場合（※車限令違反以外の理由で処分となった場合も履歴に含む）

組合全体が割引停止となります。【約款第24条第1項四号】

★車限令違反への取締り強化に伴い組合への警告回数が増加する可能性



## ③全部利用停止措置について

### ・全部利用停止

全部割引停止期間中に、その期間における当該組合員の新たな違反の累積点数が「1箇月間に10点」以上になる場合、組合全体が利用停止となります。全部利用停止の措置期間は表③のとおり。

【約款24条第2項八号】

表③

停止期間中の違反累計点数/月	措置期間
10～19点	1ヶ月
20～29点	2ヶ月
30～39点	3ヶ月

## ④契約者資格取消について

### ・条件

全部利用停止期間中に、当該組合員の新たな違反の累積点数が「1箇月間に10点」以上になる場合、組合全体が利用資格取消となります。

【約款第25条第1項十四号】

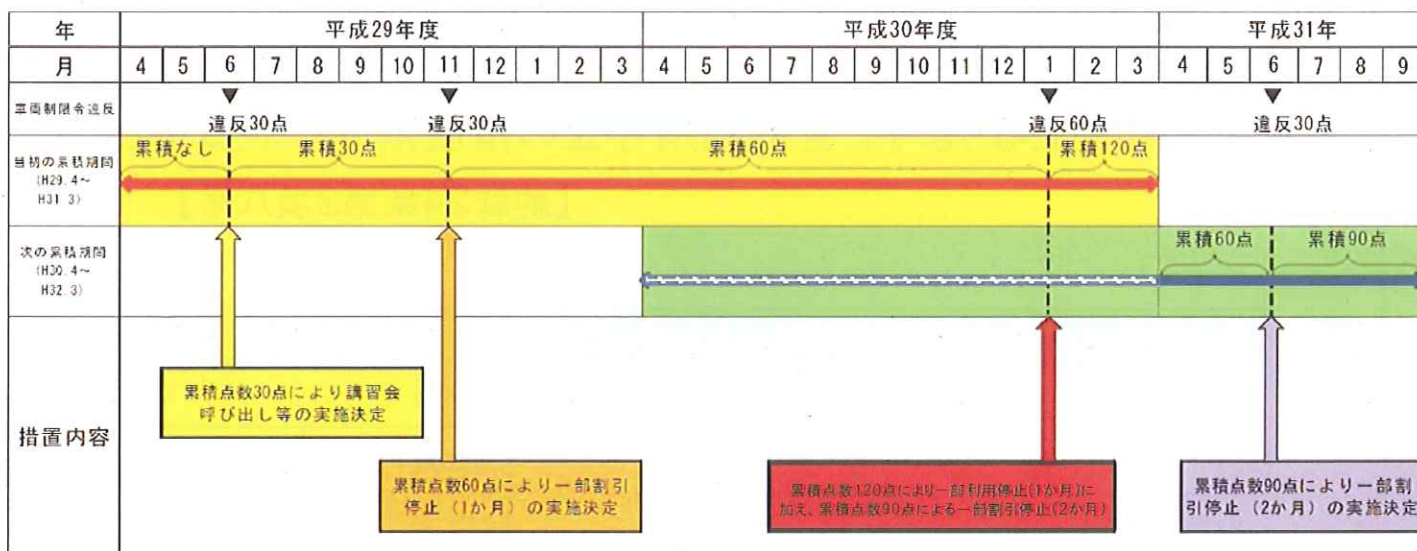
### ・措置内容

当該組合及び組合員の契約者資格が取消となります。なお、この場合、資格取消をした日から3年間は新規の申し込みを受け付けません。

【約款第3条第3項七号・九号】

## ⑤割引停止措置等に至るまでのイメージ

2年間の累積期間を設け、違反者ごとに違反点数を計算していきます。違反点数の累積状況に応じて、割引停止措置、利用停止措置等が実施されます。



※ 当初の累積期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2か年とし、以降は1年度ずつずらし2年間を設定します。

(上記期間の場合、次期2年間は平成30年4月1日から平成32年3月31日)

・車両制限令の違反により付与される違反点数の  
累積期間が「2年間」に変更

・組合員の累積違反点数が60点を超えると大口・  
多頻度割引の一部割引停止措置の実施

・該当組合員が違反を繰り返すと組合全体に割引  
停止措置等の影響が発生

